保護者各位

福島県立原町高等学校長

新型コロナウイルス濃厚接触者の待機期間の見直し等について(お知らせ) 日頃より本校教育活動に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス濃厚接触者の待機期間の見直し等について、下記のとおり県教育長から連絡がありましたので、お知らせいたします。

本校においてもマスクの着用や手洗い、換気、黙食などの基本的な感染症対策の徹底について 指導いたしますが、御家庭におかれましても基本的な感染症対策や検温を一層徹底していただき ますようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の確認について

これまで通り、校内で生徒・教職員に陽性者が発生した場合は、学校が校内の濃厚接触者の 確認を行います。

- 2 濃厚接触者の自宅待機期間について
- (1) 濃厚接触者は出席停止とし、陽性者と<u>最後に接触があった日の次の日を1日目とし、5日</u>間の自宅待機となります。
- (2) 濃厚接触者の待機期間の<u>2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で両日とも</u> <u>に陰性が確認された場合は、3日目から待機解除が可能</u>になります。(抗原定性検査キット は自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用い、手順に従って検査を行うこと。)
- (3) 上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など健康状態の確認を行うとともに、マスク着用や手指消毒等の基本的な感染症対策を徹底してください。
- (4) 濃厚接触者の待機期間の見直しについては、令和4年7月22日より適応となり、同日時 点で濃厚接触者である者にも適用されます。

3 その他

- (1) お子様や同居家族に発熱等の症状が見られる場合は、無理に登校せずに、その旨を学校に お知らせください。
- (2) 御心配なことがある場合は学校まで御相談ください。また、お子様や御家族がPCR検査等を受けた場合は学校にお知らせくださいますようお願いいたします。